

京 都 大 学 戦 略 定 員 検 討 委 員 会 要 項 等 新 旧 対 照 表

| 改 正 前 | 改 正 後 |
|--|--|
| <p>京都大学戦略定員検討委員会要項 (平成22年4月13日総長裁定)</p> <p>(前 略)</p> <p>第6 委員会に関する事務は、<u>企画部企画課</u>において処理する。 (後 略)</p> <p>京都大学公開講座等企画委員会要項 (平成18年12月25日総長裁定)</p> <p>(前 略)</p> <p>第3 委員会は、次の各号に掲げる委員で組織する。 (1) 社会連携担当の理事(以下「担当理事」という。) (2) 本学の専任の教授 8名 (3) <u>企画部長</u> (4) その他総長が必要と認める者 若干名 (中 略)</p> <p>第6 委員会に関する事務は、<u>企画部社会連携推進課</u>において処理する。 (後 略)</p> <p>京都大学奨学金返還免除候補者選考委員会要項 (平成16年12月7日総長裁定)</p> <p>(前 略)</p> <p>第3 委員会は、次の各号に掲げる委員で組織する。 (1) 総長 (2) 厚生補導担当の副学長 (3) 部局長 若干名 (4) <u>学生部委員会委員</u> 若干名 (5) <u>学生部長</u> (中 略)</p> <p>第6 委員会に関する事務は、<u>学生センター</u>において処理する。 (後 略)</p> <p>教育制度委員会規程 (平成16年6月15日総長裁定)</p> <p>(前 略)</p> <p>第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員で組織する。 (1) 教育担当の理事(以下「担当理事」という。) (2) 研究科、地球環境学堂、公共政策連携研究部及び経営管理研究部の教授 各1名 (3) <u>教育推進部長</u> (中 略)</p> <p>第8条 委員会に関する事務は、<u>教育推進部教務企画課</u>において処理する。 (後 略)</p> | <p>第6 委員会に関する事務は、<u>総務部企画課</u>において処理する。</p> <p>第3</p> <p>(1) } (同 左)</p> <p>(2) }</p> <p>(3) <u>渉外部長</u></p> <p>(4) } (同 左)</p> <p>第6 委員会に関する事務は、<u>渉外部社会連携推進課</u>において処理する。</p> <p>第3</p> <p>(1) }</p> <p>(2) }</p> <p>(3) }</p> <p>(4) <u>学生生活委員会委員</u> 若干名</p> <p>(5) <u>学務部長</u></p> <p>第6 委員会に関する事務は、<u>学務部奨学厚生課</u>において処理する。</p> <p>第3条</p> <p>(1) }</p> <p>(2) }</p> <p>(3) <u>教育推進担当部長</u></p> <p>第8条 委員会に関する事務は、<u>学務部教務企画課</u>において処理する。</p> |

| 改 正 前 | 改 正 後 |
|--|---|
| <p style="text-align: center;">FD 研究検討委員会規程 (平成18年12月5日総長裁定)</p> <p>(前 略)</p> <p>第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員で組織する。</p> <p>(1) 教育担当の理事 (2) 研究科、地球環境学堂、公共政策連携研究部及び経営管理研究部の教授又は准教授 各1名 (3) <u>教育推進部長</u></p> <p>(中 略)</p> <p>第8条 委員会に関する事務は、<u>教育推進部教務企画課</u>において処理する。</p> <p>(後 略)</p> <p style="text-align: center;">京都大学教職教育委員会要項 (昭和59年1月31日総長裁定)</p> <p>(前 略)</p> <p>第3 委員会は、次の各号に掲げる委員で組織する。</p> <p>(1) 教育学研究科長 (2) 研究科の教授 各1名 (3) その他総長が必要と認める教授又は准教授 若干名 (4) <u>教育推進部長</u></p> <p>(中 略)</p> <p>第7 委員会に幹事を置き、<u>教育推進部教務企画課長</u>及び教育学研究科事務部事務長をもつて充てる。</p> <p>(中 略)</p> <p>第8 委員会に関する事務は、<u>教育推進部教務企画課</u>において処理する。</p> <p>(後 略)</p> <p style="text-align: center;">京都大学教務事務電算管理運営委員会要項 (平成元年1月25日総長裁定)</p> <p>(前 略)</p> <p>第3 委員会は、次の各号に掲げる委員で組織する。</p> <p>(1) 各研究科の専任の教授、准教授又は講師各1名 (2) 高等教育研究開発推進機構の推薦する教授、准教授又は講師1名 (3) <u>教育推進部長及び情報環境部長</u></p> <p>(中 略)</p> <p>第6 委員会に関する事務は、<u>情報環境部情報企画課</u>において処理する。</p> <p>(後 略)</p> <p style="text-align: center;">京都大学社会貢献推進検討委員会要項 (平成14年10月22日総長裁定)</p> <p>(前 略)</p> <p>第3 委員会は、次の各号に掲げる委員で組織する。</p> <p>(1) 教育担当の理事(以下「担当理事」という。) (2) 広報担当の理事 (3) 研究科の教授又は准教授 6名</p> | <p>第3条 } (同 左)</p> <p>(1) (2)</p> <p>(3) <u>教育推進担当部長</u></p> <p>第8条 委員会に関する事務は、<u>学務部教務企画課</u>において処理する。</p> <p>第3 } (同 左)</p> <p>(1) (2) (3)</p> <p>(4) <u>教育推進担当部長</u></p> <p>第7 委員会に幹事を置き、<u>学務部教務企画課長</u>及び教育学研究科事務部事務長をもつて充てる。</p> <p>第8 委員会に関する事務は、<u>学務部教務企画課</u>において処理する。</p> <p>第3 } (同 左)</p> <p>(1) (2)</p> <p>(3) <u>教育推進担当部長及び情報部長</u></p> <p>第6 委員会に関する事務は、<u>情報部情報推進課</u>において処理する。</p> <p>第3 } (同 左)</p> <p>(1) (2) (3)</p> |

| 改 正 前 | 改 正 後 |
|--|---|
| <p>(4) 研究所及びセンターの教授又は准教授 2名 (5) 附属図書館長 (6) 教育推進部長 (中 略)</p> | <p>(4) } (同 左) (5) } (6) 教育推進担当部長</p> |
| <p>第6 委員会に関する事務は、<u>教育推進部教務企画課</u>において処理する。 (後 略)</p> | <p>第6 委員会に関する事務は、<u>学務部教務企画課</u>において処理する。</p> |
| <p>京都大学総長室要項 (平成20年9月16日総長裁定)</p> | |
| <p>(前 略) 第4 総長室に、京都大学事務組織規程(平成16年達示第60号)第15条第1項の規定に基づき、<u>経営企画本部に置く事務組織として、総長室担当部長及び総長室担当課長(以下「担当部課長」という。)</u>を置く。</p> | <p>第4 総長室に、京都大学事務組織規程(平成16年達示第60号)第10条第1項の規定に基づき、<u>事務本部に置く事務組織として、総長室担当部長及び総長室担当課長(以下「担当部課長」という。)</u>を置く。</p> |
| <p>2 (略) (後 略)</p> | <p>2 (同 左)</p> |
| <p>京都大学女性研究者支援センター要項 (平成18年9月5日総長裁定)</p> | |
| <p>(前 略) 第6 センターの事務は、<u>研究推進部研究推進課</u>において処理する。 (後 略)</p> | <p>第6 センターの事務は、<u>研究国際部研究推進課</u>において処理する。</p> |
| <p>京都大学次世代研究者育成支援事業の実施に関する規程 (平成21年9月8日総長裁定)</p> | |
| <p>(前 略) 第7条 候補者として決定された者は、<u>年俸制特定教員(准教授)又は年俸制特定教員(助教)として雇用する。</u> 2 前項の規定により雇用された年俸制特定教員は、<u>部局(各研究科、各附置研究所、医学部附属病院及び各センター等(国立大学法人京都大学の組織に関する規程(平成16年達示第1号)第3章第7節、第8節、第9節及び第11節に定める施設等をいう。以下同じ。))において研究に従事する。</u> (中 略)</p> | <p>第7条 (同 左) 2 前項の規定により雇用された年俸制特定教員は、<u>部局(各研究科、各附置研究所、医学部附属病院及び各センター等(国立大学法人京都大学の組織に関する規程(平成16年達示第1号)第3章第7節から第11節までに定める施設等をいう。以下同じ。))において研究に従事する。</u></p> |
| <p>第24条 次世代研究者育成支援事業及びセンターに関する事務は、<u>研究推進部研究推進課</u>において処理する。 (後 略)</p> | <p>第24条 次世代研究者育成支援事業及びセンターに関する事務は、<u>研究国際部研究推進課</u>において処理する。</p> |
| <p>京都大学学際融合教育研究推進センター要項 (平成22年3月9日総長裁定)</p> | |
| <p>(前 略) 第8 運営委員会に関する事務は、<u>企画部企画課</u>において処理する。 (後 略)</p> | <p>第8 運営委員会に関する事務は、<u>総務部企画課</u>において処理する。</p> |

| 改正前 | 改正後 |
|--|---|
| <p>京都大学総合専門業務室要項 (平成22年3月9日総長裁定)</p> <p>(前略)</p> <p>第3 (略)</p> <p>2 室員は、部局(各研究科、各附置研究所、附属図書館、医学部附属病院及び各センター等(国立大学法人京都大学の組織に関する規程(平成16年達示第1号。以下この項において「組織規程」という。))第3章第7節から第11節までに定める施設等をいう。)をいい、組織規程第53条第1項の事務組織を含む。)又は本部の事務組織(組織規程第52条第1項に定めるものをいう。)において高度な知識・経験等を必要とする専門的業務に従事する。</p> <p>第4 総合専門業務室に関する事務は、<u>総務部人事企画課</u>において処理する。</p> <p>(後略)</p> | <p>第3 (同左)</p> <p>2 室員は、部局(各研究科、各附置研究所、附属図書館、医学部附属病院及び各センター等(国立大学法人京都大学の組織に関する規程(平成16年達示第1号。以下この項において「組織規程」という。))第3章第7節から第11節までに定める施設等をいう。)をいい、組織規程第53条第1項の事務組織を含む。)又は<u>事務本部</u>において高度な知識・経験等を必要とする専門的業務に従事する。</p> <p>第4 総合専門業務室に関する事務は、<u>総務部人事課</u>において処理する。</p> |
| <p>京都大学男女共同参画推進事務室要項 (平成17年10月3日総長裁定)</p> <p>第1 本学における男女共同参画推進に係る連絡調整その他の事務を行うため、<u>経営企画本部</u>に男女共同参画推進事務室(以下「事務室」という。)を置く。</p> <p>(後略)</p> | <p>第1 本学における男女共同参画推進に係る連絡調整その他の事務を行うため、<u>事務本部</u>に男女共同参画推進事務室(以下「事務室」という。)を置く。</p> |
| <p>京都大学東京オフィス事務室要項 (平成21年12月16日総長裁定)</p> <p>第1 京都大学東京オフィス(以下「東京オフィス」という。)において次の各号に掲げる業務を行うため、東京オフィスに事務室を置く。</p> <p>(1) 東京及びその周辺地区における情報の収集・発信</p> <p>(2) 総長、理事、総長室、外部戦略室及び本部の<u>事務組織並びに部局の東京及びその周辺地区における活動の支援</u></p> <p>(後略)</p> | <p>第1 京都大学東京オフィス(以下「東京オフィス」という。)において次の各号に掲げる業務を行うため、東京オフィスに事務室を置く。</p> <p>(1) 東京及びその周辺地区における情報の収集・発信</p> <p>(2) 総長、理事、総長室及び<u>事務本部並びに部局の東京及びその周辺地区における活動の支援</u></p> |
| <p>京都大学教室系技術職員に係る組織要項 (平成3年1月22日総長裁定)</p> <p>(前略)</p> <p>第6 総合技術部委員会の下に、技術長会議を置く。</p> <p>2 技術長会議は、技術長並びに防災研究所及び原子炉実験所の技術室長並びに情報環境部情報基盤課長(以下「技術長等」という。)で組織する。</p> <p>(後略)</p> | <p>第6 総合技術部委員会の下に、技術長会議を置く。</p> <p>2 技術長会議は、技術長並びに防災研究所及び原子炉実験所の技術室長並びに<u>情報部情報基盤課長</u>(以下「技術長等」という。)で組織する。</p> |

| 改正前 | 改正後 |
|---|---|
| <p>国立大学法人京都大学内部監査規程 (平成17年6月14日総長裁定)</p> <p>(前略) (監査の実施)</p> <p>第3条 監査は、監査室が実施する。</p> <p>2 監査は、原則として、<u>実地監査</u>により行う。ただし、状況によっては、監査を受ける部局等(各研究科等(各研究科、各附置研究所、附属図書館、医学部附属病院及び各センター(国立大学法人京都大学の組織に関する規程(平成16年達示第1号。以下この項において「組織規程」という。))をいい、組織規程第53条第1項の事務組織を含む。)並びに本部の事務組織(組織規程第52条第1項に定めるものをいう。))の各室、各部及び各センターをいう。以下「監査の対象部局」という。)から書類等を取り寄せ、書面審査により行うことができる。</p> <p>(後略)</p> | <p>(監査の実施)</p> <p>第3条 監査は、監査室が実施する。</p> <p>2 監査は、原則として、<u>実地監査</u>により行う。ただし、状況によっては、監査を受ける部局等(各研究科等(各研究科、各附置研究所、附属図書館、医学部附属病院及び各センター(国立大学法人京都大学の組織に関する規程(平成16年達示第1号。以下この項において「組織規程」という。))をいい、組織規程第53条第1項の事務組織を含む。)並びに<u>事務本部の各部及び監査室</u>をいう。以下「監査の対象部局」という。)から書類等を取り寄せ、書面審査により行うことができる。</p> |
| <p>京都大学ベンチャー・ビジネス・ラボラトリー要項 (平成19年6月28日総長裁定)</p> <p>(前略)</p> <p>第8 協議会に関する事務は、<u>研究推進部</u>において処理する。</p> <p>(後略)</p> | <p>第8 協議会に関する事務は、<u>研究国際部</u>において処理する。</p> |
| <p>京都大学船井哲良記念講堂・船井交流センター規程 (平成19年10月9日総長裁定)</p> <p>(前略)</p> <p>第18条 記念講堂等に、記念講堂等の管理運営に関する事項について審議するため、船井哲良記念講堂・船井交流センター運営委員会(以下この条において「委員会」という。)を置く。</p> <p>2 委員会は、次の各号に掲げる委員で組織する。</p> <p>(1) 管理責任者 (2) 桂事業場環境安全衛生委員会委員長</p> <p>(3) <u>学生部長</u> (4) <u>研究推進部長</u> (5) <u>企画部長</u></p> <p>第19条 記念講堂等の管理運営に関する事務は、<u>共用施設アセットマネジメントセンター</u>において処理する。</p> <p>(後略)</p> <p>京都大学宇治おうばくプラザ規程 (平成21年6月26日総長裁定)</p> | <p>第18条 } } (同左)</p> <p>2 (1) 管理責任者 (2) 桂事業場環境安全衛生委員会委員長 (3) <u>総務部長</u> (4) <u>学務部長</u> (5) <u>研究国際部長</u></p> <p>第19条 記念講堂等の管理運営に関する事務は、<u>施設部管理課</u>において処理する。</p> |

| 改 正 前 | 改 正 後 |
|---|---|
| <p>(前 略) (事務) 第17条 プラザの管理運営に関する事務は、<u>共用施設アセットマネジメントセンター</u>において処理する。 (後 略)</p> <p>京都大学楽友会館規程 (平成22年9月14日総長裁定)</p> <p>(前 略) (事務) 第17条 楽友会館の管理運営に関する事務は、<u>共用施設アセットマネジメントセンター</u>において処理する。 (後 略)</p> <p>京都大学事務委任等規程 (昭和45年10月31日総長裁定)</p> | <p>(事務) 第17条 プラザの管理運営に関する事務は、<u>施設部管理課</u>において処理する。</p> <p>(事務) 第17条 楽友会館の管理運営に関する事務は、<u>施設部管理課</u>において処理する。</p> |
| <p>(前 略) 第2条 この規程において「部局」とは、各研究科等(各研究科、各附置研究所、医学部附属病院、附属図書館、各センター等(国立大学法人京都大学の組織に関する規程(平成16年達示第1号。次条において「組織規程」という。))第3章第7節から第11節まで(第47条の2から第47条の6までを除く。))に定める施設等をいう。)をいい、<u>組織規程第53条第1項の事務組織を含む。</u>)をいう。 2~7 (略) 第3条 総長は、各部局並びに本部の事務組織(組織規程第52条第1項に定めるものをいう。)の各室、各部、及び各センター(以下「本部の各事務組織」という。)の長に、旅行命令又は旅行依頼に関する権限のうち、それぞれ当該部局又は本部の各事務組織の教職員等に対し旅行命令を発し、及び当該部局又は本部の各事務組織の教職員等以外の者に対し当該部局又は本部の各事務組織の用務に係る旅行依頼を発する権限を委任する。 (中 略) 第12条 第3条及び第4条第1項の規定により委任を受けた各部局又は本部の各事務組織の長並びに第44条第2項の規定により当該事務を専決することとされた各部局の長は、その事務を当該部局又は本部の各事務組織の職員に専決させることができる。この場合において、当該部局又は本部の各事務組織の長は、その専決をさせる者及び範囲を定め、これを当該専決をさせる者に通知しなければならない。 (後 略)</p> <p>京都大学における研究資源アーカイブに関する規程 (平成22年3月16日総長裁定)</p> <p>(前 略) 第3条 運営委員会は、次の各号に掲げる委員で組織する。 (1) 総長が指名する理事 若干名</p> | <p>第2条 この規程において「部局」とは、各研究科等(各研究科、各附置研究所、医学部附属病院、附属図書館、各センター等(国立大学法人京都大学の組織に関する規程(平成16年達示第1号。次条において「組織規程」という。))第3章第7節から第11節まで(第47条の6を除く。))に定める施設等をいう。)をいい、<u>組織規程第53条第1項の事務組織を含む。</u>)をいう。 2~7 (同 左) 第3条 総長は、各部局並びに事務本部の各部及び監査室(以下「事務本部の各組織」という。)の長に、旅行命令又は旅行依頼に関する権限のうち、それぞれ当該部局又は事務本部の各組織の教職員等に対し旅行命令を発し、及び当該部局又は事務本部の各組織の教職員等以外の者に対し当該部局又は事務本部の各組織の用務に係る旅行依頼を発する権限を委任する。</p> <p>第12条 第3条及び第4条第1項の規定により委任を受けた各部局又は事務本部の各組織の長並びに第44条第2項の規定により当該事務を専決することとされた各部局の長は、その事務を当該部局又は事務本部の各組織の職員に専決させることができる。この場合において、当該部局又は事務本部の各組織の長は、その専決をさせる者及び範囲を定め、これを当該専決をさせる者に通知しなければならない。</p> |
| <p>(前 略) 第3条 運営委員会は、次の各号に掲げる委員で組織する。 (1) 総長が指名する理事 若干名</p> | <p>第3条 } (同 左) (1) }</p> |

| 改 正 前 | 改 正 後 |
|--|---|
| <p>(2) 運営責任部局及び連携部局の長 (3) 附属図書館長、情報環境機構長及び大学文書館長 (4) 運営責任部局及び連携部局の教員 若干名 (5) 研究科長 若干名 (6) 研究所長又はセンター長（第2号及び第3号に掲げる者を除く） 若干名 (7) 企画部長 （中略）</p> <p>第9条 研究資源アーカイブに関する事務は、<u>企画部社会連携推進課</u>において行う。 （後略）</p> | <p>(2) (3) (4) } (同左) (5) (6) (7) <u>渉外部長</u></p> <p>第9条 研究資源アーカイブに関する事務は、<u>渉外部社会連携推進課</u>において行う。</p> |
| <p>京都大学名誉博士称号授与規程実施細則 （平成15年1月28日総長裁定）</p> <p>（前略） （定義）</p> <p>第2 この細則において、「部局」とは、各研究科、各附置研究所、各センター（<u>国立大学法人京都大学の組織に関する規程（平成16年達示第1号）第3章第7節及び第8節に定める施設等をいう。</u>）及び大学文書館をいう。</p> <p>2 （略） （後略）</p> | <p>第2 この細則において、「部局」とは、各研究科、各附置研究所、<u>附属図書館、医学部附属病院、各センター等（国立大学法人京都大学の組織に関する規程（平成16年達示第1号）第3章第7節から第11節に定める施設等をいう。）</u>をいう。</p> <p>2 （同左）</p> |
| <p>京都大学北白川スポーツ会館規則 （昭和57年8月24日総長裁定）</p> <p>（前略）</p> <p>第7条 申請書の受付、施設の鍵の管理その他会館に関する事務は、<u>学生センター</u>において処理する。 （後略）</p> | <p>第7条 申請書の受付、施設の鍵の管理その他会館に関する事務は、<u>学務部学生課</u>において処理する。</p> |
| <p>京都大学笹ヶ峰ヒュッテ規則 （平成12年3月7日総長裁定）</p> <p>（前略）</p> <p>第7条 申請書の受付、施設の鍵の管理その他ヒュッテに関する事務は、<u>学生センター</u>において処理する。 （後略）</p> | <p>第7条 申請書の受付、施設の鍵の管理その他ヒュッテに関する事務は、<u>学務部学生課</u>において処理する。</p> |
| <p>京都大学志賀高原ヒュッテ規則 （平成21年9月8日総長裁定）</p> <p>（前略）</p> <p>第12条 ヒュッテに関する事務は、<u>学生センター</u>において処理する。 （後略）</p> | <p>第12条 ヒュッテに関する事務は、<u>学務部学生課</u>において処理する。</p> |
| <p>京都大学白浜海の家使用規程 （昭和48年4月16日総長裁定）</p> <p>（前略）</p> <p>第5条 使用を許可された者（以下「使用者」という。）は、1人1泊につき1,100円の使用料を、使用開始予定日の前日までに、現金で<u>学生センター</u>に納めなければならない。 （中略）</p> | <p>第5条 使用を許可された者（以下「使用者」という。）は、1人1泊につき1,100円の使用料を、使用開始予定日の前日までに、現金で<u>学務部学生課</u>に納めなければならない。</p> |

| 改 正 前 | 改 正 後 |
|---|---|
| <p>第9条 海の家に関する事務は、<u>学生センター</u>において処理する。 (後 略)</p> <p style="text-align: center;">京都大学白浜海の家管理要項 (昭和48年4月16日総長裁定)</p> <p>(前 略)</p> <p>2 管理責任者は、海の家に管理人1名を置き、次に掲げる職務を担当させる。ただし、使用者のない日にあつては、建物内外の見回り(1日3回10時、14時、17時)を担当させる。 (1) 使用者の確認 (2) <u>学生センター</u>への連絡及び報告 (後 略)</p> <p style="text-align: center;">京都大学西部課外活動棟規則 (平成20年10月21日総長裁定)</p> <p>(前 略) (管理運営)</p> <p>第4条 課外活動棟は、副学長が管理する。 2 課外活動棟の運営に関する重要事項は、<u>学生部委員会</u>において審議する。 (中 略)</p> <p>第11条 使用申請の受付、施設の鍵の管理その他課外活動棟に関する事務は、<u>学生センター</u>において行う。 (後 略)</p> <p style="text-align: center;">京都大学優秀女性研究者表彰要項 (平成20年9月9日総長裁定)</p> <p>(前 略) (事務)</p> <p>第10条 本表彰に係る事務は、<u>研究推進部研究推進課</u>において処理する。 (後 略)</p> <p style="text-align: center;">京都大学清風会館使用規程 (平成16年4月1日総長裁定)</p> <p>(前 略) (事務処理)</p> <p>第11条 会館に関する事務は、<u>共用施設アセットマネジメントセンター</u>において処理する。 (後 略)</p> <p style="text-align: center;">京都大学新大学院(仮称)設置準備室要項 (平成23年2月8日総長裁定)</p> <p>(前 略)</p> <p>第3条 設置準備室は、次の各号に掲げる室員で組織する。 (1) 総長が指名する理事</p> | <p>第9条 海の家に関する事務は、<u>学務部学生課</u>において処理する。</p> <p>2 } (同 左)</p> <p>(1) } (2) <u>学務部学生課</u>への連絡及び報告</p> <p>(管理運営)</p> <p>第4条 (同 左) 2 課外活動棟の運営に関する重要事項は、<u>学生生活委員会</u>において審議する。</p> <p>第11条 使用申請の受付、施設の鍵の管理その他課外活動棟に関する事務は、<u>学務部学生課</u>において行う。</p> <p>(事務)</p> <p>第10条 本表彰に係る事務は、<u>研究国際部研究推進課</u>において処理する。</p> <p>(事務処理)</p> <p>第11条 会館に関する事務は、<u>施設部管理課</u>において処理する。</p> <p>第3条 } (同 左)</p> <p>(1) }</p> |

| 改 正 前 | 改 正 後 |
|---|---|
| (2) 総長が指名する副理事 (3) 部局長 若干名 (4) 総長が必要と認める教員 若干名 (5) 総長室担当部長、教育推進部長、総務部長、 <u>企画部長、財務部長及び施設環境部長</u> (6) 総長が必要と認める事務職員 2 前項第3号、第4号及び第6号の室員は、総長 が委嘱する。 (中 略) 第7 設置準備委員会は、次の各号に掲げる委員で 組織する。 (1) 総長が指名する理事 (2) 総長が指名する副理事 (3) 室長 (4) 部局長 若干名 (5) 教員の室員 (6) 総長室担当部長、教育推進部長、総務部長、 <u>企画部長、財務部長及び施設環境部長</u> (7) その他総長が必要と認める者 若干名 2 前項第4号及び第7号の委員は、総長が委嘱す る。 (後 略) | (2) } (3) } (同 左) (4) } (5) 総長室担当部長、総務部長、財務部長、 <u>施設</u> <u>部長及び教育推進担当部長</u> (6) } 2 } 第7 } (同 左) (1) } (2) } (3) } (4) } (5) } (6) 総長室担当部長、総務部長、財務部長、 <u>施設</u> <u>部長及び教育推進担当部長</u> (7) } (同 左) 2 } 附 則 この規程は、平成23年4月1日から施行する。 |